

## ニーズ①要配慮施設利用者の安全を守る避難確保計画の取組強化

所管課：総務局 地域防災課

※「要配慮施設」とは、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方が利用する施設（福祉施設、学校、医療施設等）。

※「避難確保計画」とは、水防法、土砂災害防止法に基づき、要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）の通所・入所施設や学校、病院等において水害が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために作成される計画。

### 1 背景

- 1.1 総務局危機管理室地域防災課では、水防法および土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、福祉施設、学校、医療施設などにおいて策定が義務づけられている避難確保計画について、作成された避難確保計画の点検、提出状況の把握、各区との提出状況の共有を行っている。避難確保計画策定のためのフォーマットは横浜市で作成しており、自治体により異なっている。適切な避難確保計画の作成により、「逃げ遅れゼロ 被災者ゼロ」を目指している。
- 1.2 同計画の策定対象となる市内の福祉施設、学校、医療施設は約 2,700 箇所ある。避難確保計画は、当該施設の施設管理者が作成しているが、このうち約 340 箇所については計画そのものが未提出であり、また、提出されても間違いなどの理由により実効性の低い計画があり、計画見直しおよび修正が必要となっている。そのため、災害時における当該施設利用者の安全確保のためにも、早急に計画の策定が必要である。
- 1.3 地域防災課では、計画未提出施設への勧奨や計画見直しの支援など、非常に多くの労力をこの事務に割いているが、十分な進展が見られない状況である。  
参考情報）水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等について  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

### 2 課題

- 2.1 避難確保計画を策定するための施設側の検討にあたっては、防災や避難に関する予備知識が多く必要であることから、施設管理者における作成の負担が大きい。
- 2.2 また、現在提出されている避難確保計画のほとんどにおいて、避難時の実効性が低く修正が必要な状況であり、早急および効率的な修正方法が必要である。
- 2.3 地域防災課において、各施設に対する、これら避難確保計画策定支援のための作業負担が多く、地域防災課が取り組む他の重要な業務にも支障がでている。
- 2.4 さらに、施設管理者においては、年に一度の避難訓練の実施及び報告が義務化されているが、報告率が低い。

### 3 想定される解決策

上記課題を解決するために、施設管理者が簡易に避難確保計画を作成することができ  
る「避難確保計画作成管理システム（仮称）」を作り、また地域防災課において、施  
設管理者が入力・作成された避難確保計画について参照し内容の指導できる管理画面  
を作成したい。システムの概念図は末ページに示す。

### 3.1 施設管理者における避難確保計画作成管理システム【作成機能】

3.1.1 避難確保計画の作成が施設管理者にとってわかりやすく、作成のための入  
力負担が軽減されており、入力しながら学ぶことが出来るインターフェイ  
スになっている。

3.1.2 情報入力画面内にヘルプ機能で、なぜその情報を入力するのかの説明を表  
示するなど、安全意識が高まる工夫がされている。

3.1.3 これまでマニュアルを見ながら紙に手書きしていたことが、マニュアルを  
見ずに情報入力画面から入力出来るようになっていく

3.1.4 誤った入力を行うとアラートが出て、次に進むことが出来ないなど、すべ  
ての入力完了後には、適正な計画が出力可能な仕組みになっている

3.1.5 作成された避難確保計画は PDF で出力でき、印刷して紙で保管することが  
できる

3.1.6 避難訓練を実施したことが分かるようになっていくこと。

※ 毎年義務付けられている避難訓練について、現在は訓練実施の報告を本  
市の電子申請システムを使って行っているが、将来的にそれに代わり本シ  
ステムで避難訓練の実施報告を行うことで、電子申請システムを用いずに  
訓練実施の報告・結果共有を本システム内で完結できるようにしたい。

### 3.2 地域防災課における避難確保計画作成管理システム【管理機能】

3.2.1 各施設管理者により入力された避難確保計画の管理画面による状況把握が  
容易で、地域防災課の担当職員にとって分かりやすくなっている（一覧表  
で全ての対象施設が管理可能であり、出力できる）

3.2.2 施設側の入力ミス（地図に描画された避難先・避難経路図等）を、施設管  
理者や地域防災課が把握し、施設管理者側にメール等で修正を促すことが  
できる

3.2.3 指摘を受けた施設管理者は、避難確保計画作成システムにおいて当該部分  
を修正する。

3.2.4 施設側が避難確保計画作成・修正を完了すると、管理画面に通知が表示さ  
れるとともに各区総務課の防災担当・地域防災課・その他の所管課にもメ  
ール通知が送付される

## 4 想定する実証実験

上記の「2. 課題」で示した課題に対し、「3. 想定される解決策」に準じた解決策の  
公募提案を受け、採択された提案に対し実証実験を実施する。

### 4.1 <実証時期（予定）>

協定締結後から約3か月間を想定し、年度内に検証を行うこととする。

#### 4.2 <実証対象施設>

地域防災課が選定する施設（最大300施設※）を実証実験の対象施設とする。

※ 実証対象施設数は避難確保計画を未作成の300弱の施設と、すでに作成済の約20施設を合わせた数。これらの施設に対し地域防災課より協力を要請する予定。実際に実証実験を行う施設は、このうち要請に応えた施設のみとなるため、実数は少なくなる見込み。

### 5 プロジェクトの進め方

5.1 公募内容の審査後、採択された提案者と協議を進め、実証実験の実施に関する協定を締結する。

5.2 費用負担については、ソリューション提案募集、協定案をご覧ください

5.3 成果及び権利については、協定案をご覧ください

### 6 実証実験にあたり、本市から提供可能なデータ・環境など

6.1 避難確保計画ひな形

6.2 避難計画作成マニュアル

6.3 実証実験中は庁内の業務ネットワークである LGWAN 環境 を想定しているが、セキュアブラウザ経由でインターネットへのアクセスは可能（令和5年度にはβ'モデルへ移行するため、インターネットクラウド利用を視野に入れる）

6.4 避難訓練結果の報告フォームの URL

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/19abd94c-9119-48a7-bbdf-9bf1cf47e27f/start>

※ 本仕様書に記載した内容は、実証実験での提案に向けて、ワーキングでの検討結果をまとめたものです。その背景および課題の解決および実験の趣旨に合致するものであれば、提示した解決策の仕様例に限らず提案者の自由な発想の提案を期待します。

